

項目	＜現行＞千葉市市民参加及び協働に関する条例	項目	改正案の概要	項目	答申書条例案
前文	<p>地方分権の進展により、地方公共団体が自主性と自立性をもって自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行う団体自治が拡充されたが、これに対応して、住民の意思に基づいて地域の行政を行う住民自治の拡充が求められている。</p> <p>また、社会経済情勢の変化とともに、人々の価値観や生活様式も変化し、市民の需要が多様化する中で、個人では解決できない、社会が取り組むべき公共の課題が増大している。一方、防犯、防災、福祉、環境、教育など様々な公共の分野で市民が主体的に活動を展開するようになってきており、拡大する公共の領域を市のみならず多様な主体が担っていくことが求められている。</p> <p>このような状況のもとで、市民の豊かな知識や社会経験を市政に生かし、市民と市が力を合わせ、公共の課題の解決に取り組む市民参加と協働がこれまで以上に必要となっている。</p> <p>千葉市は、ここに、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、市民主体の活力あるまちづくりを目指し、市民参加と協働を推進するため、この条例を制定する。</p>	前文	<p>地方分権の進展による自治の拡充と公共の領域を担う多様な主体の活動の拡大を背景として、市は市民参加と協働の推進を図り、市民主体の活力あるまちづくりの実現を目指してきました。その結果、市民は豊かな知識や社会経験を生かし、個人では解決できない、社会の課題の解決に向けて主体性を発揮するようになりました。</p> <p>また、社会経済情勢の変化とともに、人々の価値観や生活様式も変化し、市民の需要が多様化する中で、社会の課題は引き続き増大しており、市にとって、すべての市民が満足する行政サービスを提供することは難しくなっています。</p> <p>このような状況で、一人一人が誇りと愛着を持ち、幸せを感じられ、安全安心に住み続けられ、人のつながりを感じられる「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現するためには、そこに暮らす市民の主体性をさらに高め、地域の実情に合ったまちづくりをすることが重要です。</p> <p>そのため、市民相互又は市民と市が手を取り合って、市民自治を継続的に推進する必要があります。つまり、すべての市民一人一人が自らをまちづくりの出発点であると考え、地域や市政に関心を持ち、地域の課題を「ジブンゴト」として捉え、ほどよい「おせっかいの精神」で協力し、課題解決に向けて主体的に取り組んでいくことが求められています。また、市には市民の想いや取組を尊重し、自らの責務を果たしていくことが求められています。</p> <p>そこで、千葉市は、代表民主制を基本とする地方自治制度の下、市民参加や協働に加え、市民が主体となって地域の実情に合ったまちづくりに取り組み、「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現するため、この条例を制定します。</p>	前文	<p>社会経済情勢の変化とともに、人々の価値観や生活様式が多様化し、個人では解決できない課題が増えつつあります。また、個々の課題に応じたきめ細やかな行政サービスを受けることが困難になりつつあります。そのため、市民自らが地域の実情に合ったまちづくりをすることが求められています。</p> <p>このような状況の中でわたしたち千葉市民は、次の世代のために「将来に引き継ぎたいと思えるまち」の実現を目指します。それは誇りと愛着を持ち、幸せを感じられ、安全安心に住み続けられ、人のつながりが感じられるまちです。</p> <p>わたしたちは、このような良いまちを実現したいという想いから、ほどよく「おせっかいの精神」で助け合い、主体的に取り組めます。そして、市の役割を尊重しつつ、力を合わせます。</p> <p>これらの想いを共有し、地域の実情に合ったまちづくりに取り組み、将来に引き継ぎたいと思えるまちを実現するため、ここに条例を制定します。</p>
目的（1条）	この条例は、市民参加及び協働に関し基本的な事項を定めることにより、市民参加及び協働の推進を図り、もって市民主体の活力あるまちづくりに資することを目的とする。	目的【変更】（1条）	この条例の目的を規定します。現行の規定では市民参加と協働の推進を図るとされていますが、そこに市民自治を加えて市民が主体となって地域の実情に合ったまちづくりに取り組み、「将来に引き継ぎたいと思えるまち」を実現することを目的とします。		
定義（2条）	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	定義【変更】（2条）	この条例で使用する言葉の定義を行います。		
			（1）市民 市内に住む個人をいいます。		
			（2）市民等 市民と市内で働く又は学ぶ個人、市内の町内自治会、市民活動団体、地域運営委員会、事業者その他の団体をいいます。		
			（3）まちづくり 社会の課題解決を図り、より住みやすい社会を形成することをいいます。		
			（4）市民自治 市民が自ら考え、決定し、地域の実情に合ったまちづくりに取り組むことをいいます。		
			（5）町内自治会 一定の地域に住む市民によって構成された自分たちの地域をより良くするために活動する団体をいいます。		
			（6）市民活動団体 営利を目的とせず、まちをより良くするために自主的に活動する特定非営利活動法人等の団体をいいます。		
			（7）地域運営委員会 小学校区から中学校区の広さの地域で活動する地域住民の助けあい・支えあいにより、持続可能な地域運営を進めることを目的とする町内自治会をはじめとする様々な団体で構成された組織をいいます。		
			（8）事業者 市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体や個人（町内自治会、市民活動団体と地域運営委員会を除く。）をいいます。		
	（2）協働 市民及び市が共通の目的を達成するため、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、相互に主体性を持ち、自主性を尊重しながら協力し、又は補完することをいう。		（9）協働 市民等と市が共通の目的を達成するため、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、相互に主体性を持ち、自主性を尊重しながら協力し、又は補完することをいいます。		
	（1）市民参加 市民が自己の意思を市の施策に反映させるために意見を述べ、又は提案することをいう。		（10）市民参加 市民が自己の意思を市の施策に反映させるために意見を述べ、又は提案することをいいます。		
	（3）実施機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。		（11）市長等 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会と病院事業管理者をいいます。		
	（4）パブリックコメント手続 市の施策（議会の議決を要するものにあつては、その案をいう。以下この号及び第7条第1項において同じ。）の決定の過程において、当該施策の案を公表し、広く市民から意見の提出を求め、提出された意見を考慮して当該施策の意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続をいう。		（12）パブリックコメント手続 市の施策（議会の議決を要するものにあつては、その案をいう。以下この号と第13条第1項において同じ。）の決定の過程において、当該施策の案を公表し、広く市民から意見の提出を求め、提出された意見を考慮して当該施策の意思決定を行うとともに、当該意見に対する考え方を公表する手続をいいます。		

項目	＜現行＞千葉市市民参加及び協働に関する条例	項目	改正案の概要	項目	答申書条例案
基本理念 (3条)		まちづくりの 基本理念 【変更】 (3条)	「将来に引き継ぎたいと思えるまち」の実現に向けたまちづくりの基本理念を規定します。市民が主体であることを基本とし、これまでの市民参加や協働に加えて、新たに市民自治について規定します。	まちづくりの 基本的な 考え方 (1条)	1 わたしたちは、市内に住むもの、働くもの、学ぶものすべて（個人、団体、企業、学校等）をまちづくりの主体であると考えます。
	1 市民参加及び協働は、市民の豊かな知識及び社会経験並びに創造的な活動を尊重して推進されなければならない。				
	2 市民参加及び協働は、多くの市民が参加し、及び活動することができるよう推進されなければならない。				
	3 市民参加及び協働は、市民相互並びに市民及び市がそれぞれの役割を理解し、及び協力し、推進されなければならない。				5 わたしたちは、市と共にできることを話し合い、力を合せます。
	4 市民参加及び協働は、市民及び市が情報の交流及び共有を通じて信頼関係が深められるよう推進されなければならない。				3 わたしたちは、まちづくりに主体的に取り組むため、情報と知識を収集し、活用します。
					2 わたしたちは、まちづくりの出発点はわたしたち自身であると考え、まちづくりに主体的に取り組みます。（→前文へ反映）
				4 わたしたちは、できないことや本当に必要なことを発信します。（→市民の役割へ反映）	
市民の役割 (5条)	1 市民は、市民参加及び協働の機会を積極的に活用するよう努めるものとする。	市民の役割 【変更】 (4条)	市民自治の主体である市民の役割を規定します。現行では市民は市政に関心を持ち、公共の課題解決に主体的に取り組むよう努めることなどが規定されていますが、新たに地域と緩やかにつながりを持つとともに、町内自治会や市民活動団体その他の団体によるまちづくりの重要性を理解し、協力するよう努めることなどを加えます。	わたしたち にできる こと (2条)	(8) 市の取組に関心を持ち、参画する。
	2 市民は、市政に関心を持ち、積極的にその情報を収集するとともに、市民参加及び協働を通じて公共の課題の解決に主体的に取り組むよう努めるものとする。				わたしたちは、地域の実情に合ったまちづくりをするため、情報と知識を収集し、活用して次のことに取り組めます。
	3 市民は、市民参加及び協働を行うに当たり、地域社会の一員として、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互間の合意形成に努めるものとする。				(1) 地域に関心を持ち、課題に気づく。
					(6) 力を合わせて地域の課題の解決に向けて取り組む。
					(3) 地域と緩やかにつながりを持ち、その輪を広げ、信頼関係を築く。
					(4) 地域活動やボランティア活動に、できることから参加する。
					(5) 地域活動やボランティア活動の継続と発展に向け、必要な資源を考え、探すとともに行動して生み出す。
					(7) 地域で解決できないことや本当に必要なことを発信する。
					(2) 地域の課題を「ジブンゴト」として捉え、共有する。（→前文へ反映）
				わたしたちが期待すること (第3条)	わたしたちは、前文に掲げた将来に引き継ぎたいまちづくりについて、主体的に取り組むとともに、市には、わたしたちのパートナーとなり、情報や知識、市民参加と協働の機会の提供等、積極的な支援を期待します。（→市の責務へ反映）
		町内自治会の 役割 【新設】 (5条)	町内自治会は、地縁により構成されるという特性から、市民に最も近い団体として、地域内の身近な課題解決に取り組むとともに、市民が世代や性別を問わず連携や協力をしやすくするため、活動に関する情報を積極的に提供するよう努めることなどを規定します。		

項目	＜現行＞千葉市市民参加及び協働に関する条例	項目	改正案の概要	項目	答申書条例案
		市民活動団体の役割【新設】(6条)	市民活動団体は、町内自治会が地域内の身近な課題解決を図るのに対し、市民活動団体はその活動する分野における知識や専門性を生かし、まちの課題解決に努めることなどを規定します。		
		地域運営委員会の役割【新設】(7条)	地域運営委員会は、各構成団体の活動が円滑で効果的に行われるよう情報共有するための環境づくりに努めるほか、地域課題の調査・把握、まちづくりのための企画や具体的な取組を行うよう努めることなどを規定します。		
		事業者の役割【新設】(8条)	事業者は、地域の一員として地域との調和を図り、地域活動への協力に努めるほか、従業員が自ら居住する地域の地域活動に参加することへの配慮に努めることなどを規定します。		
市の責務(4条)	<p>1 市は、市民の意見及び提案を的確に把握し、これを市の施策に反映させるよう努めるとともに、多様な市民の活動をまちづくりに生かすよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、市民参加及び協働の機会を積極的に提供するとともに、その機会を活用しやすくするための環境づくりに努めるものとする。</p> <p>3 市は、市民及び市職員に対し、市民参加及び協働に関する啓発、研修等を行うことにより、市民参加及び協働に関する理解の促進に努めるものとする。</p> <p>4 市は、市民と情報を共有するため、市民に対し市政に関する情報を積極的に提供するとともに、市民からの意見及び提案に対し誠実に応答するものとする。</p> <p>5 市は、市民参加及び協働を推進するに当たっては、議会の権限及び役割を尊重するものとする。</p>	市の責務【変更】(9条)	<p>現行では、市民の意見や提案の的確な把握と施策への反映、市政に関する情報の積極的な提供等について規定されていますが、新たに市民自治の積極的な推進や、市民から発信された自ら解決できない課題等への協力や支援に可能な限り努めることなどを加えます。</p>	市が取り組むこと(第4条)	<p>市は、地域の実情に合ったまちづくりをするため、次のことに取り組みます。</p> <p>(4) 市民の意見及び提案を施策に反映させる。</p> <p>(5) 市民参加と協働の機会を積極的に提供する。</p> <p>(3) 市民及び市職員に対し、まちづくりに関する啓発、研修等を行う。</p> <p>(2) 情報と知識を集約し、わかりやすい形で発信する。</p> <p>(1) 資源を有効に活用して、可能な範囲で市民を支援する。(→市民自治の推進へ反映)</p>
		市民自治の推進【新設】(10条)	市民自治を継続的に推進するための市の取組を規定します。町内自治会や市民活動団体と地域運営委員会の設立や活動への支援、その活動への参加促進、市民等が連携するための調整などに努めることとします。	市の具体的な支援(5条)	<p>市は、資源を有効に活用して、次の支援に取り組みます。</p> <p>(1) 地域運営委員会(市民の情報共有、連携、協力をより一層進め、地域が抱える課題の解決に向けて取り組むための組織をいう。)等の設立と運営に関して、可能な範囲で支援する。</p> <p>(2) 市民が連携して互いの資源を生かせるような橋渡しを行う。</p> <p>(3) 市民が情報と知識を共有するための機会を創出する。</p> <p>(4) 市民の主体的な取組がより一層活発になるように、地域活動やボランティア活動の促進に寄与する。</p>

項目	＜現行＞千葉市市民参加及び協働に関する条例	項目	改正案の概要	項目	答申書条例案
協働の推進 (10条)	<p>1 実施機関は、公共の課題の解決のため、委託、支援等の協働における多様な形態のうち、適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めるものとする。</p> <p>2 実施機関は、市民との協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。</p>	協働の推進 (11条)	第11条以降については、内容に大きな改正はありません。一部条文の新設に伴う条ずれへの対応や、表現を「ます」体に統一します。	協働の推進 (6条)	<p>1 市は、行政サービスを維持するとともに市民と共通の目的を達成するため、協働における多様な形態のうち、適切で効果的なものを実施します。</p> <p>2 市は、市民との協働が円滑に進むよう努めます。</p> <p>3 市は、市民の知識や経験を活かした有用な提案に対して、可能な範囲で実施します。(→市の責務へ反映)</p>
市民参加の 手続 (6条)	<p>1 実施機関は、パブリックコメント手続の実施、附属機関への付議、ワークショップ(市民及び実施機関又は市民同士が対等な立場で行う議論又は作業を通じて意見を集約するための会合をいう。)の開催その他の市民参加の手続のうち、施策の計画、決定、執行及び評価の一連の過程において適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めるものとする。</p> <p>2 実施機関は、市民参加の手続を実施するに当たっては、その結果を最も効果的に施策に反映できると認められる適切な時期に実施するよう努めるものとする。</p>	市民参加の手続 (12条)		市民参加の 機会 (7条)	<p>1 市長等(市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。以下、同じ。)は、市政に関する市民の意向の把握、ワークショップの開催、附属機関の委員の選任、附属機関への付議、パブリックコメント手続の実施その他の市民参加の機会のうち、適切なものを提供します。</p> <p>2 市長等は、効果的に施策に反映できる時期に市民参加の機会を提供します。</p> <p>3 市長等は、市民参加の機会を提供するに当たっては、多様な人材が参加できるよう努めます。(→附属機関の委員へ反映)</p>
パブリック コメント手 続の対象 (7条)	<p>1 実施機関は、次に掲げる施策(実施機関の内部にのみ適用されるものを除く。以下「対象施策」という。)についてパブリックコメント手続を実施しなければならない。 (1) 市政及び各行政分野の基本的な施策又は方針を定める計画及び指針の策定又は変更 (2) 市政及び各行政分野の基本的な施策若しくは方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (3) 前2号に掲げるもののほか、広く市民から意見の提出を求めるべきものとして、実施機関が必要と認めるもの</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するものについては、前項の規定は、適用しない。 (1) 迅速性又は緊急性を要するもの (2) 実施機関に裁量の余地がないもの (3) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの (4) 市民の意見を聴取する手続が法令等で定められているもの (5) 附属機関がパブリックコメント手続に準じた手続を経て行った報告、答申等に沿って実施機関が意思決定を行うもの (6) 軽微なもの</p>	パブリックコ メント手続の 対象 (13条)			
パブリック コメント手 続の実施 (8条)	<p>実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、対象施策の意思決定を行う前の適切な時期に、対象施策の案(対象施策で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料を公表するものとする。</p> <p>2 前項の規定により公表する対象施策の案は、具体的かつ明確な内容のものでなければならない。</p> <p>3 実施機関は、市民から提出された意見を考慮して、対象施策の意思決定を行うものとする。</p> <p>4 実施機関は、対象施策の意思決定を行ったときは、千葉市情報公開条例(平成12年千葉市条例第52号)第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、提出された意見の概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方並びに対象施策の案の修正を行ったときは修正した内容を公表するものとする。</p> <p>5 前条及び前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	パブリックコ メント手続の 実施 (14条)			
附属機関の 委員 (9条)	実施機関は、附属機関の委員の選任に当たっては、市民の意見を適切に反映させるため、多様な人材を登用するよう努めるとともに、当該附属機関の設置の目的、審議事項等に応じ、公募により選ばれた者が含まれるよう努めるものとする。	附属機関の委 員 (15条)			
市民の意向 の把握 (11条)	実施機関は、この条例に定めるもののほか、適切な方法により、市政に関する市民の意向を積極的に把握するよう努めるものとする。	市民の意向の 把握 (16条)			

項目	<現行>千葉市市民参加及び協働に関する条例	項目	改正案の概要	項目	答申書条例案
実施計画 (12条)	市長は、毎年度、市民参加及び協働の取組を推進するための実施計画（以下「実施計画」という。）を定めるものとする。	実施計画 (17条)	第11条以降については、内容に大きな改正はありません。一部条文の新設に伴う条ずれへの対応や、表現を「ます」体に統一します。	実施計画 (8条)	1 市長は、市民の主体的な取組に対する支援、協働及び市民参加（以下「市民主体のまちづくり等」という。）を推進するための実施計画（以下「実施計画」という。）を定めるものとします。
実施状況の公表 (13条)	市長は、毎年度、実施計画及びその実施の状況を公表しなければならない。	実施状況の公表 (18条)		2 市長は、実施計画及びその実施状況（以下「実施状況」という。）を公表しなければなりません。	
推進会議の設置 (14条)	本市の市民参加及び協働の推進について調査審議するため、千葉市市民参加協働推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。	推進会議の設置 (19条)		推進会議の設置等 (9条)	1 市長等は、まちづくりの推進について調査審議するため、千葉市市民参加協働推進会議（以下「推進会議」という。）を置きます。
所掌事務 (15条)	1 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議する。 (1) 実施計画の策定に関する事項 (2) 実施計画の実施状況に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、市民参加及び協働に関する事項	所掌事務 (20条)		2 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議します。 (1) 実施計画の策定に関する事項 (2) 実施状況に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、まちづくりの推進に関する事項	
	2 推進会議は、前項の規定により調査審議するほか、市民参加及び協働の推進に関し、市長に意見を述べるすることができます。			3 推進会議は、前項の規定により調査審議するほか、まちづくりの推進に関し、市長に意見を述べるすることができます。	
組織 (16条)	1 推進会議は、委員12人以内で組織する。	組織 (21条)			
	2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。 (1) 公募による市民 (2) 学識経験者 (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者				
	3 委員の任期は、2年とする。				
	4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。				
	5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。				
委任 (17条)	この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	委任 (22条)		委任 (10条)	この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。